

大阪市告示第1798号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年1月5日（月）から 同月7日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年1月9日（金）	
	令和8年1月11日（日）から 同月12日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年1月13日（火）から 同月14日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年1月16日（金）	
	令和8年1月18日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年1月19日（月）から 同月21日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和8年1月23日（金）	
	令和8年1月25日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年1月26日（月）から 同月28日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで

令和 8 年 1 月 30 日 (金)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)